

主要産業にみる日中間の競合と補完（特集 東アジアFTA の進捗と日中貿易自由化の行方）

著者	石川 幸一, 箱崎 大
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	141
ページ	6-9
発行年	2007-06
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://doi.org/10.20561/00047147

主要産業にみる日中間の競争と補完

石川幸一・箱崎大

●はじめに

本稿は、日中貿易で大きなシェアを占める主要産業のうち五産業をとりあげ、日中間でどのような競争と補完の関係にあるかを明らかにし、日中FTAができた場合、これら産業にどのような影響を与えるかを定性的に分析している。特に、重要な素材産業である鉄鋼業については、日本の業界の見解を含め詳しく分析している。

●主要四産業にみる日中の分業関係

日中貿易を主要品目別に見ると、衣類および同付属品、履物、玩具・運動用品など軽工業品では日本が一方的に輸入を行っているが、自動車や建設機械、鉄鋼や化学品、建設機械などでは日本側の輸出超過となっている(表1)。一方、電機電子、一般機械、鉄鋼製品などでは一方的な輸出超過や輸入超過ではなく、かつ、輸出入とも大きな金額となっている。このことは、労働集約型製品で中国が強い競争力を持ち、素材など資本集約型製品と機械など技術集約型製品

では日本が競争力を持っているが、電機電子などのように中国の競争力が強くなり、産業内貿易が行われている品目が増加していることを示している。

しかし、電機電子にはテレビなど家電製品から半導体など電子部品まで多くの品目が含まれており、実態をつかむためには、より詳細な貿易統計(HS4桁および6桁)を利用し、中国市場での競争状況も調査する必要がある。そのために、本節では、主要四産業を対象にその主要製品をとりあげ日中貿易、日本企業の投資、中国市場での競争状況など実態調査の結果を参考に日中間の分業関係の特徴を以下に整理してみた。

①電機電子

電機電子は日本の対中輸出の三〇・六%、輸入の三二・五%(二〇〇六年、以下同じ)を占める最大の貿易品目である。日本の競争力が強いのは集積回路、半導体デバイス、液晶デバイス、中国の競争力が強いのは洗濯機、エアコン、コンピューター・関連部品であり、事務機部品、AV機器部品では産業内貿易が行われている。日本は産業用

機器や電子部品など資本・技術集約的品目を生産し、中国はパソコンと周辺機器などの事務機器やAV機器など労働集約的品目を生産するという補完関係にある。

中国の関税率は電子製品の場合、大半が撤廃あるいは低率であり、高関税率が残る家電製品は現地生産が進んでいるため、FTAの影響は限定的である。しかし、現地生産を行っている日本企業では、競合国のFTAが先行すると影響は避けられないという見方が多い。日本の競合国・地域は、韓国、台湾、ドイツ、米国、ASEANなどである。

②輸送機械

対中貿易に占める輸送機械のシェアは、輸出が五・三%、輸入が一・六%と小さいが、日本企業の現地生産の本格化により貿易額は増加している。日本が大幅な輸出超過にあり、自動車および自動車部品は日本の競争力が圧倒的に強く、高級車など乗用車の輸出が増加している。一方、オートバイおよび自転車は中国の競争力が圧倒的に強い。ただし、自動車部品は輸入が増加している。日本の自動車メーカーは販売市場

表1 日本の主要品目対中貿易額 (2006年) (単位: 100万ドル)

	輸出	輸入	収支
電機電子	28,395	38,503	-10,108
輸送機械	4,928	1,886	3,042
一般機械	18,928	20,739	-1,811
(工作機械)	1,901	206	1,695
(建設機械)	446	17	429
鉄鋼	7,821	3,764	4,057
化学	9,791	4,020	5,771
繊維	1,491	18,782	-17,291
食品	456	8,577	-8,121
履物	14	2,678	-2,664
玩具・運動用品	166	4,568	-4,402
総額	92,746	118,338	25,592

(出所) World Trade Atlas (原データは日本の通関統計)。

(注) 電機電子は電気機械 (HS85) にエアコン、洗濯機、冷蔵庫、コンピューター・関連部品、事務機部品、液晶デバイスを合計している。一般機械の金額は、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、コンピューター・関連部品、事務機部品、工作機械、建設機械を含む。

で生産するというポリシーを持ち、中国での現地生産を開始・拡大しており、部品メーカーが相次いで進出している。
 現地生産を進める動きは不変であり、FTAができて日本からの輸出に切り替えることはない。ただし、中国で量産効果がある期待できない車種や部品は日本からの輸出が拡大する余地がある。WTO加盟で関税率は引き下げられているが依然として高い水準であり、出資比率規制、合弁会社数規制、生産モデル規制など多くの投資規制やビジネス上の障害が指摘されている。

③ 工作機械

金属加工を中心とする工作機械は日本の輸出超過であり、日本が強い競争力を持っている。中国の対日輸出が比較的多いのは金型、プラスチック成型機であり、低価格帯製品の生産拠点が中国に移転したためである。金属加工機械は、中国国内生産が必要に追いつかず、輸入に依存している。中国製品の強さは低価格と迅速な修理にあるが、コンピューターにより数値指令・制御を行うNC(ニューメカカル・コントロール)化が遅れており、基幹部品を輸入に依存するという弱さがある。
 中国企業が力をつけるのに従い、価格が重要なファクターとなるため、競合国がFTAで先行すると日本企業への影響は避けられない。日本の競合国・地域は、台湾、ドイツ、韓国、米国、イタリア、スイスなどである。

④ 化学品

化学品は、日本の対中輸出の一〇・五%、輸入の三・四%を占めており、無機化学製品以外は日本の輸出超過である。輸出は、電機電子や自動車産業で使用される樹脂が中心であり、輸入は包装用や家庭用のプラスチック製品が中心である。機能性樹脂はユーザーとの擦り合わせが重要なため、ユーザーは同一国メーカーになる傾向があり、中国市場は競合よりも棲み分ける状況となっている。
 化学品では、中国企業によるアンチ・ダンピング提訴が増加している。その背景に

は、旧式設備で非効率生産を行っている中国メーカーの保護、外資企業の対中投資の促進があるとみられる。

● 鉄鋼業

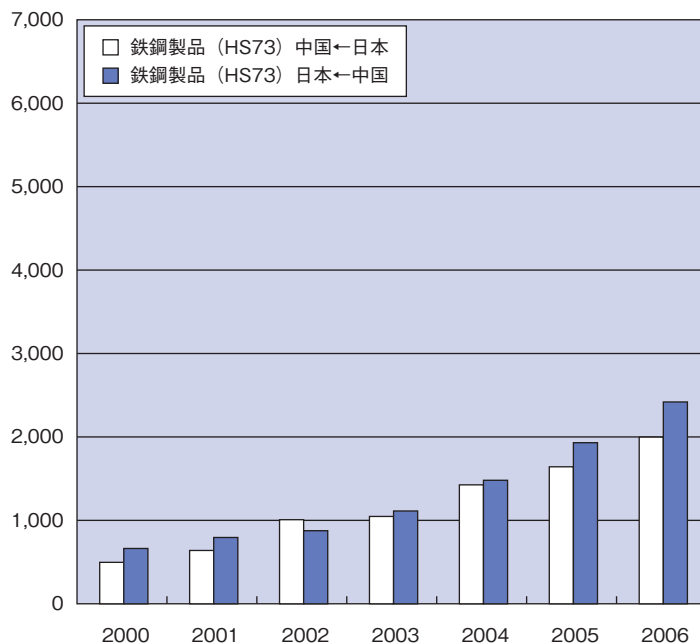
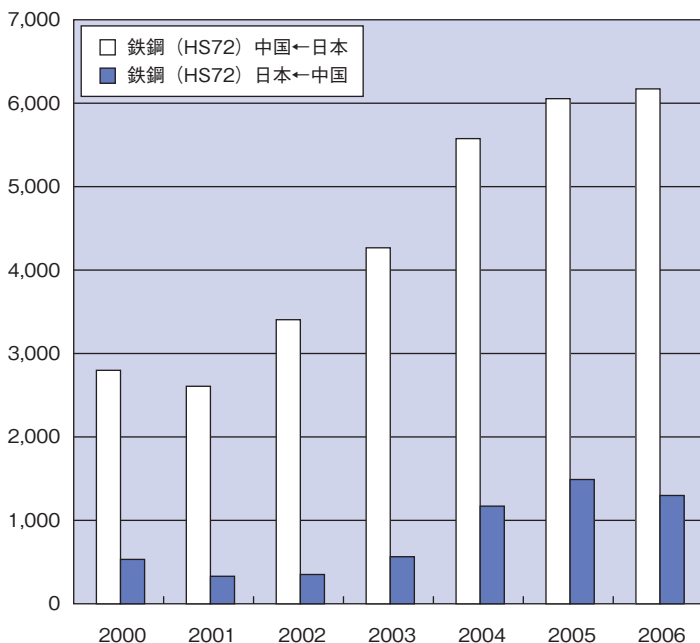
鉄鋼業は自動車産業をはじめとする多様な工業に素材を提供する。また、世界有数の粗鋼生産量を誇る日中両国間の鉄鋼貿易には分業の様子が際立っている。

日本も中国も、粗鋼生産量においては世界有数の存在である。とはいえ、中国の生産量は日本の倍以上である。関税率も中国の方が高い。にもかかわらず、日中間の鉄鋼貿易は日本の大幅な輸出超過となっている。鉄鋼業の貿易はHSコード七二類の「鉄鋼」と七三類の「鉄鋼製品」に分かれ、前者が不均衡の原因である(図1)。

なぜそうなるのか。「鉄鋼」の中身を見ると、日本からの輸出は八割がフラットロール(鋼板)である。逆に中国からの輸出は、フェロアロイや銑鉄といった原料に近いもので八割を超える。家電や自動車など、中国に進出した日系製造業の鉄鋼に対する要求水準は極めて高い。加工が容易でありながら高い耐久性を兼ね備える日本製鋼板を輸入せざるを得ない現状がそこにある。
 両国の鉄鋼業界をみわたすと、日本の鉄鋼メーカーは長期にわたりリストラを続けてきた。近年は業績も好調である。だが、対中投資に対しては慎重な姿勢を崩していない。日本の鉄鋼業の対中進出について見

図1 日中鉄鋼関連貿易の推移

(単位：100万ドル)



(出所) World Trade Atlas より作成。

●日本が強い品目は何か

中国が強い産業、競合している産業でも、

と、大手メーカーによる中国での高炉建設は事業性の検討にとどまり、中国での事業は川下工程に関する合弁事業のみと見てよい。川上の加工度の低い製品については、中国の生産能力に余裕がある。中国は、鉄鋼メーカーの生産能力こそ急拡大を続けているものの、製品の質にはまだまだ向上の余地がある。メーカー別の粗鋼生産シェアをみても、日本が上位四社で七割を超えるのに対し、中国の場合最大の宝山鋼鉄ですら一割に満たない。企業の集約がなおも大きな課題である。

経済連携上の論点としてはどのような点が考えられるだろうか。関税率については、中国の税率は相対的に高く、引き下げは貿易促進的であると思うが、そもそも中国で製造することの難しい製品を日本から輸出してきたのであり、関税率の引き下げがどれほどの輸出拡大に結びつくかは疑問である。投資については、中国政府が自国の鉄鋼産業に関し外資規制を打ち出しており、その運用が注目される。高炉建設まで想定すると投資額が大きく、需要を見誤れば損失も大きい。中国の高成長が長期的に続くのか、中国メーカーのキャッチアップがどの程度進むのかなどを総合的に考えると、投資の意思決定は簡単ではない。鉄鋼業は、小回りは効かない業種なのである。

製品別にみると日本が強い競争力を維持している製品は多い。日本製品が競争力を持っている分野をキーワードとしてまとめると、「部品」、「素材」でかつ「高品質品」、「高精度・高技術品・高機能品」であり、同じ産業、同じ品目でも中国品と相互補完関係が成立している。たとえば、衣類は中国が圧倒的に強いが、繊維材料では日本が競争力を維持している。

次に、高い技術力が要求される製品、部品点数の多い製品は日本が強い。輸送機械では、乗用車は日本が圧倒的に強く、オートバイ、自転車は中国が強い。オートバイの部品点数は一〇〇〇から二〇〇〇、自動車は二万から三万である。部品点数が少ないことはモジュラー化が進展していることを示す(参考文献①)。

電機電子製品では、完成品は中国が強く、部品は日本が強い。テレビ、洗濯機、エアコンなどは中国が圧倒的に強いが、集積回路、半導体デバイス、コンデンサー、液晶デバイスなどは日本が強い。また、汎用的な量産品、民生用は中国が強く、高精度を要求される製品、非汎用品、産業用は日本が強い。

素材についてみると、鉄鋼製品では、家庭用品や窓枠などの構造物・部分品は中国が強く、自動車用の高級鋼板などは日本が強い。プラスチックでは、家庭用品や運搬用・包装用製品は中国が強く、IT用や自動車用の樹脂は日本が強い。繊維では高機

能繊維で日本の競争力は非常に強い。化学品では、ユーザのスペックとの擦り合わせが必要な製品は、日本が競争力を持っている。機能性樹脂では、日系の自動車や電機電子メーカーに対して供給ができるのは日本企業である。

家電やオートバイなどが示すように、中国では外資が優位だった産業でも中国企業の参入と過当競争により価格競争が始まり、「収益なき大市場」に化してしまう歴史がある。分業関係はダイナミックなものであり、日本企業が強い競争力を持っている「完成品」である自動車、工作機械、建設機械などでも中国市場では地場企業が優位になる可能性はありとみるべきであろう。しかし、「組立て」ではキャッチアップできても、高い技術力や研究開発能力をベースとする高い品質の基幹部品や素材の製造は日本企業が競争力を維持できることを上記の結果は示唆している。

●日本の産業と日中FTA

日本企業のFTAへの見方を含め、主要製造業の日中間の分業調査の結果は次のように整理できる。

①日本の関税は繊維や食品を除き撤廃あるいは低率となっているが、中国の関税水準はWTO加盟による引き下げ後も高く、関税撤廃は日本企業により多くのメリットをもたらす。

②日本企業は依然として中国で多くの投

資環境上の問題に直面しており、FTAによりこうした問題の解決を期待する意見が多い。

③電子部品など両国で関税が撤廃されている品目や委託加工貿易などにより実上無税となっている品目も多く、FTAの影響を受けない産業も多い。

④繊維や食品など日本の関税率が比較的高く、中国の競争力が極めて強い品目は日本の産業への影響が懸念される。

⑤中国の関税率が高くても技術水準の違い、中国の旺盛な需要から日本の一方的な輸出超過になっている産業・品目も多い。

こうした品目はFTAの有無にかかわらず競争力を持っているが、競合国がFTAを締結すると不利になる。

⑥中国側の関税率が高くても現地生産が中心となっている産業・品目も多い。こうした場合は、日本から部品・素材が輸出されていればFTAはコスト削減に役立つ。

⑦ASEANにおけるように日本品が圧倒的に高いシェアを持っている産業・製品は中国ではなく、日本が中国品に対して競争力を持っている品目でも他国製品との競争が激しい。

⑧商用ビザ規制の緩和を求める企業が多い。

このように、日本の産業界は全体としては日中FTAが望ましいとしており、投資ルール整備や知的財産権の保護などビジネス環境の改善への期待も大きい。

日本が中国市場で競合している国が中国とのFTAを先に結ぶと、メキシコで日本の産業が経験したように市場を失う可能性がある。中国で競争力を持つ日本企業でもそうした懸念が強い。WTO加盟により関税水準は低下しているが、自動車や家電など高い関税が残る品目は多く、貿易転換効果のため日本からの輸出は不利になる。日本の企業・産業が、グローバル競争を勝ち抜き、成長を持続するためには、中国市場の活用は不可欠であり、中国とのFTAで競合国に先んじられることは、中国活用戦略に大きなマイナスとなる。

(いしかわ こういち／亜細亜大学アジア研究所教授、はこぎき だい／日本貿易振興機構海外調査部中国北アジア課課長代理)

《参考文献》

①伊藤薫「中国産業のアーキテクチュア特性とわが国空洞化論の関係」藤本隆宏・新宅純二郎編『中国製造業のアーキテクチュア分析』東洋経済新報社、二〇〇五年。

「付記」本稿では、建設機械、繊維、食品の三産業は紙幅の都合で割愛している。これら三産業を含む詳細な分析については、玉村千治編『東アジアFTAと日中貿易』アジア経済研究所、二〇〇七年、第三章および第四章を参照願いたい。